

6-13 低炭素建築物の認定

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月4日施行）

1. 低炭素建築物の認定制度とは？（法第53条）

市街化地域等内において低炭素化に資する措置を一定以上講じた建築物について所管行政庁の認定を受けることができます。認定されると一定の税制優遇や容積緩和（低炭素化に資する設備等を設ける部分が対象）等が受けられます。

2. 認定基準の概要

認定の基準は下記の通りです。

- ① 建築物のエネルギー消費性能に関する誘導基準
- ② 誘導すべきその他の措置
- ③ 再生可能エネルギーの導入
- ④ 基本方針
- ⑤ 資金計画

詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。

3. 認定を受けるには？

まず、申請地の敷地条件を確認してください。事前に各種手続きが必要な区域や、認定できない区域があります。その後、各々の認定基準を満たすように建物を設計し、『確認済証』（注1）と『適合証』（注2）を取得後、必要書類を揃えて着工前に認定申請してください。

注1 『確認済証』は建築基準法及び関係法令に適合していると認められると建築主事または指定確認検査機関から交付されます。ただし低炭素認定で容積緩和の適用を受ける場合には、確認済証が発行される前に認定される必要があります。

注2 『適合証』は民間の登録建築物エネルギー消費性能判定機関や登録住宅性能評価機関（住宅についてのみ）で技術的審査を受け、適合が確認されると発行されます。

認定を受けるための申請書等は、国土交通省のホームページでご確認の上、作成をお願いいたします。申請は、申請書等のほか、以下の書類を添付の上で正副2部提出してください。

- ① 委任状（代理者を立てた場合、自署が必要。自署に替えて押印でも可。）
- ② 技術的審査適合証、又は、設計住宅性能評価書の写し

4. 認定を受けた後の手続き

工事完了時には、『工事完了報告書』を提出してください。

5. その他

- ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物については東京都にご相談ください。
- ・ 詳しい内容や提出に用いる様式については、国土交通省や区のホームページをご覧ください。
- ・ 令和4年10月1日、11月7日の改正法施行に伴い、評価方法や基準の変更・引上げが行われました。申請様式も変更されましたので、ご注意ください。
- ・ 複数住戸を有する共同住宅等を申請される場合、受付にお時間を頂くため、予めご連絡にご協力をお願いいたします。

担当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
----	---